

# 高所作業車運転技能講習

作業床の高さが10メートル以上の高所作業車で運転作業を行う資格です。

## ◎ 申込み方法

ご来校、または電話でお申し込み下さい。受講人数に制限がありますので予約制となります。

講習初日の受付は、午前8:40分から9:00分です。(時間厳守)

※ 時間に遅れたり、提出書類等を忘れると受けられません。

## ◎ 講習初日提出して頂くもの

① 運転免許証

② 移動式クレーン運転士免許又は小型移動式クレーン運転技能講習修了証(原本)

③ 受講料

Bコース(移動式クレーン運転士免許又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了した方) 37,400円(税込)

Cコース(大型特殊免許、大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許を有する方) 40,700円(税込)

④ 筆記用具

⑤ 実技に適する服装・手袋・靴(ヘルメットは準備しております。)(2日目)

## ◎ 受講資格・時間割表(2日間)

Bコース 学科6H 実技6H (移動式クレーン運転士免許又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了した方)

Cコース 学科8H 実技6H (大型特殊免許、大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許を有する方)

1日目 B・Cコース

2日目 B・Cコース

8:40~9:00	受付、説明等	8:05~9:05	【学科試験】
9:10~10:10	作業に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	9:10~10:10	作業のための装置の操作(実技)
10:15~11:15	作業に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	10:15~11:15	作業のための装置の操作(実技)
11:20~12:20	作業に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	11:20~12:20	作業のための装置の操作(実技)
13:20~14:20	作業に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	13:20~14:20	作業のための装置の操作(実技)
14:25~15:25	作業に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	14:25~15:25	作業のための装置の操作(実技)
15:30~16:30	関係法令	15:30~16:30	作業のための装置の操作(実技)
16:35~17:35	運転に必要な一般的な事項に関する知識 ※	16:35~	【実技試験】(受講人数により終了時間が延びます)
17:40~18:40	運転に必要な一般的な事項に関する知識 ※		

※Cコースを受ける方のみ

講習日程

秋田労働局長登録教習機関

(株)鷹巣交通 県北技能講習センター

〒018-3301 秋田県北秋田市綴子字佐戸袋6

TEL 0186-62-1845 FAX 0186-62-1846

